

大学と連携した地域課題の調査研究業務 企画提案募集要領

1 業務の名称

大学と連携した地域課題の調査研究業務

2 業務に関する事項

(1) 業務目的

広大な神戸市域では、地域ごとの成り立ちやその地理的特性、鉄道駅など交通インフラの立地状況、人口動態など様々な要因により、固有の地域課題が存在していると考えられる。

本業務では、それら固有の地域課題について、現状の詳細分析とフィールドワークによる実態把握などにより、将来影響予測並びに課題解決に向けた効果的かつ先駆的な施策の企画立案に向けた調査研究を行う研究者を募集する。

(2) 業務の内容

別紙「大学と連携した地域課題の調査研究業務 仕様書」のとおり。

(3) 委託契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 委託契約金額の上限

1提案につき、金1,000,000円（消費税・地方消費税含む）

(5) 委託予定件数

- ①人口減少等による地域のオールドタウン化を題材とした研究：最大3件
- ②その他の研究：最大2件

(6) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 市側から提供する資料等

客観的データを Tableau 等により本市が可視化したダッシュボード及びそのデータは、本業務での使用に限り、無償で提供することができる。
契約期間終了後に、受託者は上記のデータを削除すること。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

所属する大学の承諾を得るにあたって、本市が提示する委託（受託）契約方式ではなく、共同研究方式や大学が指定する様式での契約とすることが必要な場合は、本市

と協議を行うこと。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

概算払いの上、業務完了後、本市の検査を経て精算することとする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に、受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募者資格

次に掲げる要件のすべてに該当すること。

(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づいて設置された、国内に本部が所在する大学もしくは大学に雇用されている研究者であること。

※大学院生等の学生は対象外とする（所属する大学において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者で、学生の身分も有する場合は対象となる）。

(2) 当該業務について所属する大学の承諾が得られていること。

(3) 破産者及び禁固以上の刑に処せられている者でないこと。

(4) 応募登録関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(6) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。

(7) 銀行取引停止処分を受けていないこと。

(8) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

(9) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条に該当しないこと。

(10) 租税公課の滞納処分を受けていないこと。

5 事業者選定スケジュール

- | | |
|---------------------|-------------------------------|
| (1) 応募書類等の配布： | 令和 6 年 3 月 27 日（水曜） |
| (2) 応募登録申込及び質問受付締切： | 令和 6 年 4 月 18 日（木曜） 17 時 30 分 |
| (3) 質問に対する回答： | 令和 6 年 4 月 25 日（木曜）までを予定 |
| (4) 企画提案書の提出期限： | 令和 6 年 5 月 24 日（金曜） 17 時 30 分 |
| (5) 提案審査会： | 令和 6 年 5 月 30 日（木曜） 午後予定 |

- (6) 選定結果通知： 令和6年6月上旬予定
(7) 契約締結： 令和6年6月上旬予定

6 応募書類等の配布

- (1) 配布開始 令和6年3月27日(水曜)
(2) 配布場所 神戸市ホームページにて掲載
(3) 配布書類 ①企画提案募集要領(本書)
②仕様書
③各種様式(様式1号～9号)
④委託契約書 頭書案
⑤委託契約約款

7 応募手続き等に関する事項

- (1) 応募登録手続き
ア 受付期間 令和6年3月27日(水曜)から令和6年4月18日(木曜)17時30分まで
イ 提出書類 様式1号及び2号のとおり
ウ 提出先 Eメール等により「11 問い合わせ先」まで提出
- (2) 質問の受付
ア 受付期間 令和6年3月27日(水曜)から令和6年4月18日(木曜)17時30分まで
イ 提出方法 様式3号に記載の上、Eメール等により「11 問い合わせ先」まで提出
ウ 回答方法 応募者全員に対し、令和6年4月25日(木曜)までにEメールにより回答予定
- (3) 企画提案書の提出
ア 提出期限 令和6年5月24日(金曜)17時30分必着
イ 提出書類 ①企画提案書提出書(様式4号)
②企画提案書(参考様式5号、様式自由)
③見積書(様式自由)
④研究実績調書(様式6号)
⑤研究実施体制表(様式7号)
⑥研究者の経歴・従事業務調書(様式8号)
⑦その他補足資料(任意、様式自由)
ウ 提出先 Eメール等により「11 問い合わせ先」まで提出
エ その他 応募者は原則として、研究者個人とする。

ただし、所属する大学を応募者とする必要がある場合などにおいては、本市と事前に協議のうえ、応募手続きを行うこと。

1 提案について、複数の研究者による応募も可とするが、応募者全員が4の応募者資格に該当していること。

8 選定に関する事項

(1) 提案審査会

ア 実施時期 令和6年5月30日(木曜)午後神戸市役所内にて実施予定

※実施日時は変更になることがある。

※開催形式含め、応募者には別途連絡をする。

イ 選定方法 ①提案審査会委員は、応募者の企画提案書に対して審査を行う。また、必要に応じて応募者によるプレゼンテーションを実施する場合があります。

②審査委員は、以下の評価基準に沿って、100点満点で評価を行い、各委員の点数の平均点(=評価点)が最も高い応募者を、受託候補者とする。

※ただし、評価点が50点未満の場合は受託候補者に選定しない。

評価項目			点数	
1	実施内容	調査研究に関する提案内容	市の地域課題を的確に捉えており、課題解決や市の政策立案に示唆を与える研究内容となっているか	30点
			研究内容には独自の視点が盛り込まれているか	10点
			・実施計画が具体的で、かつ実現可能性があるか ・実施方法、スケジュールが具体的に示されているか	20点
			企画提案書について、図表等を効果的に使いながら、誰が見ても理解できるように分かりやすくまとめられているか	10点
2	実施体制	人員及び実績	・本業務を遂行するにあたり、必要な実施体制を確保しているか ・十分な経験と実績を有しているか	10点
		見積金額	・(全応募者のうち最も低い見積価格/当該応募者の見積価格)×10点(小数点以下切捨て)	10点
3	地域性	提案者の所属する大学は、神戸市に本部、支部等を設けているか(本部10点、支部5点)	10点	
合計			100点	

ウ 評価点 審査の結果、評価点が最も高い応募者が複数いる場合は、当該応募者のうち、以下の評価基準の順に点数を比較し、点数が高い者を受託候補者とする。すべての評価基準の点数が同点の場合は、くじ引きにより決定する。

- ①「調査業務に関する提案内容」の合計点数
- ②「人員及び実績」の点数
- ③「見積金額」の点数

(2) 選考結果の通知及び公表

令和6年6月上旬を目途に、全ての応募者に結果を通知するとともに、神戸市ホームページ上で公表する。神戸市ホームページには、選定した受託候補者名・所属する大学と評価点、他の応募者の評価点を掲示する。

9 契約の締結

「8（1）提案審査会」における受託候補者と契約締結の協議を行う（最優秀提案者の辞退等があった場合は、上位の者から順に契約締結の協議を行うものとする）。

なお、契約に関して、下記書類の相互間に内容の齟齬がある場合には、以下の優先順に従って本業務を遂行するものとする。

- ①企画提案書作成に関する質問回答
- ②仕様書
- ③企画提案書等

ただし、「①又は②の内容」と「③の内容」との間に齟齬がある場合、原則として「①又は②の内容」を優先するが、「③の内容」に「①又は②の内容」の水準を上回る部分があるときは、当該部分に限り「③の内容」が「①又は②の内容」に優先するものとする。

その他の書類に齟齬がある場合には、本市が事前に受託候補者と協議した上で、その優先関係を判断する。

10 その他

- (1) 企画提案書の作成に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類について、予め提案審査会前に内容の確認を行う場合がある。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (5) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (6) 応募登録後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等から

の暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル応募は無効とする。

- (7) 企画提案書の提出後に、提案審査会への応募を辞退する場合は、速やかに「応募辞退届（様式9号）」を「11 問い合わせ先」までEメールにて提出すること。
- (8) 本市と協議のうえ、研究結果の学会等での発表を可能とする。

11 問い合わせ先

神戸市企画調整局政策課 土屋・今泉

住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 市役所1号館12階

電話：078-322-6964 FAX：078-322-0323 E-mail：tokku@office.city.kobe.lg.jp